

別記1 野菜需給均衡総合推進対策事業実施要領

第1 趣旨

最近における野菜の需給動向にかんがみ、需給均衡に向けた生産出荷団体等の自主的な取組を助長することにより、野菜の需給均衡を総合的に推進するとともに、特に需給の安定を図る必要のある野菜について、価格変動に対処するための緊急需給調整を実施すること及び供給の確保を図ることにより、野菜全体にわたり需要に見合った安定的な供給を確保し、もって価格の安定を図るものとする。

第2 事業の内容

この事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

1 緊急需給調整事業

(1) 生産出荷団体緊急需給調整事業

ア 農畜産業振興機構の登録を受けた法第10条第1項に係る出荷団体又は生産者（以下「登録出荷団体等」という。）、別記4の特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領第3の3の(3)に規定する共同出荷組織又は同実施要領第3の3の(4)に規定する相当規模生産者（同実施要領第3の2の(2)のイに規定する地区の共同出荷組織又は相当規模生産者に限る。以下「共同出荷組織等」という。）及びその他農産局長が必要と認める一定規模以上の出荷団体等（以下「特定出荷団体等」という。）が、重要野菜及び調整野菜についての供給計画を作成し、登録出荷団体等及び特定出荷団体等にあっては重要野菜又は調整野菜の卸売価格、共同出荷組織等にあっては重要野菜の卸売価格が著しく低落し、若しくは低落するおそれがあると見込まれる場合又は著しく高騰し、若しくは高騰するおそれがあると見込まれる場合には、相互に協議して、緊急需給調整（産地調整、加工用販売又は市場隔離を行うことをいう。以下同じ。）を実施する。

イ 農畜産業振興機構は、緊急需給調整費用交付金（緊急需給調整の実施に要する経費に充てるための補助金及び当該補助金に附帯して交付する登録出荷団体等、共同出荷組織等及び特定出荷団体等から拠出された資金を財源とした交付金をいう。以下同じ。）の交付及び当該資金の造成を行うものとする。

(2) 緊急需給調整推進事業

ア 登録出荷団体等、共同出荷組織等及び特定出荷団体等が(1)により実施した緊急需給調整に係る推進及び確認を行い、農畜産業振興機構が緊急需給調整推進費の補助及び当該資金の造成を行う。

イ 登録出荷団体等、共同出荷組織等及び特定出荷団体等（登録出荷団体等及び共同出荷組織等を構成員とする民間団体を含む。）が緊急需給調整を円滑に実施するため、以下の取組を実施し、農畜産業振興機構が緊急需給調整推進費の補助及びこれに要する資金の造成を行う。

(ア) 都道府県段階における野菜の生産出荷動向等の情報収集を行うための産地情報調査員の設置並びに野菜の供給過剰時における効果的な緊急需給調整の検討、実施体制の構築等を行うための緊急需給調整連絡協議会の開催及び生産者に対する啓蒙活動

(イ) 野菜の供給過剰時に行う消費促進活動

ウ 農畜産業振興機構は、野菜の需給情報の提供及び野菜の需給安定に向けた検討等を行うための野菜需給情報等交換会を開催し、これに要する資金の造成を行う。

(3) その他農産局長が特に必要と認める場合には、緊急的な措置としての事業を行うことができるものとする。

2 1に掲げる事業に附帯する事業

農畜産業振興機構は、緊急需給調整事業の効率的かつ円滑な実施を図るために、需給及び価格の予測情報等の入手及び提供、供給過剰時の消費拡大活動の推進等の必要な事務を行う。

第3 事業の実施計画

- 1 農畜産業振興機構は、毎年度、当該年度の事業の実施計画を作成し、農産局長に協議するものとする。
- 2 農産局長が別に定める事業の実施計画の重要な変更については、1に準じて協議するものとする。

第4 国の指導等

- 1 全国生産出荷団体（野菜の生産者が構成員となっている農業協同組合連合会その他の団体であって、全国の区域をその地区とするものをいう。以下同じ。）、県生産出荷団体（野菜の生産者が構成員となっている農業協同組合若しくは農業協同組合連合会その他の団体又は生産者をいう。以下同じ。）、農畜産業振興機構、共同出荷組織等及び特定出荷団体等は、この事業の推進に当たり国及び都道府県と密接な連絡をとるものとする。
- 2 国及び都道府県は、この事業の円滑かつ適正な推進が図られるよう全国生産出荷団体、県生産出荷団体、農畜産業振興機構、共同出荷組織等及び特定出荷団体等に対し、実施の要請を含む必要な指導及び助言を行うものとする。

第5 交付金等の交付

農畜産業振興機構は、次に定めるところにより、交付金等を交付するものとする。

1 緊急需給調整費用交付金

農畜産業振興機構は、緊急需給調整を行った登録出荷団体等、共同出荷組織等及び特定出荷団体等に対し、その内容が適當と認めるときは、緊急需給調整費用交付金を交付するものとする。

2 緊急需給調整推進費

- (1) 農畜産業振興機構は、登録出荷団体等、共同出荷組織等及び特定出荷団体等に対し、第2の1の(2)のアに係る経費のうち、次に掲げる経費の1／2に相当する額を補助するものとする。
 - ア 登録出荷団体等、共同出荷組織等及び特定出荷団体等が緊急需給調整の推進及び確認を行うのに要した経費
 - イ 登録出荷団体等、共同出荷組織等及び特定出荷団体等が緊急需給調整の実施確認を行うのに要した人件費
- (2) 農畜産業振興機構は、登録出荷団体等、共同出荷組織等及び特定出荷団体等に対し、第2の1の(2)のイに要する経費の2分の1に相当する額（第2の1の(2)のイの（ア）の場合にあっては、定額）を補助するものとする。

第6 資金の管理等

- 1 農畜産業振興機構は、次に掲げる資金を造成するものとする。
 - (1) 緊急需給調整費用交付金の交付に要する経費の財源とする資金
 - (2) 第2の1の(2)のア及びイの緊急需給調整推進費の補助並びに同ウに掲げる事業に要する経費の財源とする資金
- 2 農畜産業振興機構は、交付準備財産の造成計画を作成し、農産局長に協議するものとする。
- 3 農畜産業振興機構は、第2の1の(3)により緊急的な措置として農産局長が特に必要と認める事業については、農産局長が別に定める経費の額を、4により造成した資金のうち農産局長が別に定めるものから補助するものとする。
- 4 農畜産業振興機構は、3による補助に要する経費の財源として資金を造成するものとする。

- 5 農畜産業振興機構は、3又は4により造成した資金を財源とする経費と他の経費を区分して経理するものとする。
- 6 農畜産業振興機構は、年度末における造成資金の使用実績を取りまとめ、速やかに農産局長に報告するものとする。